平成２７年（フ）第５６７号
東京都町田市小川1230番地５
債務者　岩下　　真
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６６７号
東京都狛江市東野川２丁目６番23―102号
債務者　島田　祐博
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月26日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１７号
長崎県松浦市星鹿町岳崎免2643番地、従前の住所長崎県松浦市志佐町庄野免104番地
債務者　藤崎　義博
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月12日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２７年（フ）第７０３号
東京都東久留米市下里４丁目１番41―308
債務者　多和　正信
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月３日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１５３７号
神奈川県藤沢市遠藤817番地の１　市営遠藤第２住宅10棟304
債務者　田中　孝幸
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０４号
沖縄県沖縄市泡瀬６丁目15番26号　コーポ風201
債務者　仲田　朝治
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第８１８２号
東京都足立区中央本町２丁目13―１―713
債務者　大亀　裕美
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１９１号
東京都文京区白山１丁目32―８―901
債務者　綱川亜希子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２３８号
東京都三鷹市野崎３―１―１―303、住民票上の住所東京都武蔵野市境南町３丁目23―15―301
債務者　児山登紀雄
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２４１号
東京都江戸川区中央２丁目17―18―305
債務者　鈴木　直子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２４２号
東京都八王子市大楽寺町229―１―103
債務者　佐藤　麻美（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２４８号
東京都板橋区徳丸７丁目11―14―205
債務者　鬼塚　　孝
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２４９号
東京都府中市緑町２丁目20―２　第２エコーハイツ101
債務者　渋谷夕貴子（旧姓武井・原）
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２５３号
東京都足立区辰沼２丁目13―７―Ａ103
債務者　壁田　幸雄
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２５５号
東京都練馬区豊玉中１丁目16―２―204
債務者　高橋　博子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部